

大津湖南都市計画道路（滋賀県決定）の変更案について

都市計画の変更の経緯と概要

大津湖南都市計画道路（滋賀県決定）の変更

路線名：3・2・3号 大津湖南幹線

事 項	時 期	備 考
野洲市への原案申出依頼	平成26年12月17日	
野洲市都市計画審議会の開催	平成26年12月24日	原案の協議
野洲市から原案申出	平成27年1月7日	
滋賀県原案作成	平成27年1月下旬	
野洲市への意見照会	平成27年2月10日	
野洲市から回答	平成27年2月19日	回答：意見無し
法第17条による縦覧(2週間)	平成27年2月27日～ 3月13日	
野洲市都市計画審議会の開催	平成27年3月18日	意見回答の報告
滋賀県都市計画審議会	平成27年3月18日	(予定)
決定告示	平成27年4月上旬	(予定)

【概要】

滋賀県原案を確認し、その内容について問題ないことが確認できましたので「野洲市 意見無し」で2月19日に回答しました。

滋賀県都市計画審議会において、大津湖南都市計画道路3・2・3号大津湖南幹線の一部について線形を変更することについて諮問されます。